

令和2年度  
定期監査及び行政監査報告書

小 城 市 監 査 委 員

小城市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を公表する。

令和3年3月18日

小城市監査委員 古川 吉光

小城市監査委員 西 正博

## 第1 監査の概要

地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査及び行政監査を実施したが、その状況は次のとおりである。

### 1 監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確に行われているか、組織及び運営が合理的に行われているかという観点から、提出された資料及び帳簿の全部又は一部を監査するとともに、関係職員に説明を求めた。また、必要に応じ現地に赴き、帳簿や資産の監査を行い、前回の監査での指摘事項等の改善状況についても調査した。

### 2 監査対象、監査実施日及び監査対象期間

監 査 対 象		監査実施日	監 査 対 象 期 間	
小 城 市 部	総 務 部	総務課	令和3年2月17日	令和2年1月4日～令和2年12月28日
		財政課	令和3年2月17日	令和2年1月4日～令和2年12月28日
		防災対策課	令和3年2月5日	令和2年1月4日～令和2年12月28日
		企画政策課	令和3年2月5日	令和2年1月4日～令和2年12月28日
		新型コロナウイルス感染症対策課	令和3年2月5日	令和2年5月11日～令和2年12月28日
		総合戦略課	令和3年2月17日	令和2年1月4日～令和2年12月28日
		国民スポーツ大会推進課	令和3年1月26日	令和2年4月1日～令和2年11月30日
	市 民 部	市民課	令和2年11月13日	令和元年10月1日～令和2年9月30日
		人権・同和対策室	令和2年11月13日	令和元年10月1日～令和2年9月30日
		税務課	令和2年11月13日	令和元年10月1日～令和2年9月30日
		国保年金課	令和2年11月13日	令和元年10月1日～令和2年9月30日
		環境課	令和3年2月3日	令和元年10月1日～令和2年9月30日
		中継センター	令和2年11月17日	令和元年10月1日～令和2年9月30日
	福 祉 部	社会福祉課	令和2年11月17日	令和元年10月1日～令和2年9月30日
		高齢障がい支援課	令和2年11月17日	令和元年10月1日～令和2年9月30日
		健康増進課	令和2年11月17日	令和元年10月1日～令和2年9月30日
	産 業 部	農林水産課	令和3年1月26日	令和元年12月1日～令和2年11月30日
		農村整備課	令和3年1月26日	令和元年12月1日～令和2年11月30日

	商工観光課	令和3年1月19日	令和元年12月1日～令和2年11月30日
建設課	建設課	令和3年1月19日	令和元年12月1日～令和2年11月30日
	都市計画課	令和3年1月19日	令和元年12月1日～令和2年11月30日
	定住推進課	令和3年1月19日	令和元年12月1日～令和2年11月30日
	学校教育課	令和3年1月13日	令和元年12月1日～令和2年11月30日
教育委員会事務局	教育総務課 給食センター	令和3年1月13日	令和元年12月1日～令和2年11月30日
	保育幼稚園課	令和3年1月13日	令和元年12月1日～令和2年11月30日
	生涯学習課	令和3年1月13日	令和元年12月1日～令和2年11月30日
	小城公民館	令和3年2月3日	令和2年1月4日～令和2年12月28日
	三日月公民館	令和3年1月13日	令和2年1月4日～令和2年12月28日
	牛津公民館	令和3年2月5日	令和2年1月4日～令和2年12月28日
	芦刈公民館	令和3年2月5日	令和2年1月4日～令和2年12月28日
	文化課	令和3年2月3日	令和2年1月4日～令和2年12月28日
	市民図書館 小城館	令和3年2月17日	令和2年1月4日～令和2年12月28日
	市民図書館 三日月館	令和3年2月17日	令和2年1月4日～令和2年12月28日
	議会事務局	令和3年1月13日	令和元年12月1日～令和2年11月30日
会計局	令和2年11月26日	令和元年10月1日～令和2年9月30日	
選挙管理委員会事務局	令和3年2月17日	令和2年1月4日～令和2年12月28日	
監査委員事務局	令和3年1月13日	令和元年12月1日～令和2年11月30日	
農業委員会事務局	令和3年2月3日	令和元年12月1日～令和2年11月30日	
公営企業 水道課	令和2年11月26日	令和元年10月1日～令和2年9月30日	
公営企業 市民病院	令和2年11月26日	令和元年10月1日～令和2年9月30日	
公営企業 下水道課	令和2年11月26日	令和元年12月1日～令和2年9月30日	

※小城市部所管の各課 22 機関  
 教育委員会事務局所管の各課 11 機関  
 その他の委員会等所管の事務局 5 機関  
 公営企業 3 機関

### 3 監査の着眼点

令和元年10月から令和2年12月までの財務に関する事務の全部又は一部及び経営に係る事業の管理の次の事項について重点的に監査を実施した。

- (1) 人事管理  
 職員の業務配分及び業務量は適切か。また、分担が形骸化していないか。  
 指導、監督、統括、連絡が適切に行われているか。  
 縦割りの組織のため、非効率、非効率となっていないか。  
 監督管理職業務の全般的な効果は検証されているのか。
- (2) 事務管理  
 従来の事務処理方法を踏襲しているなど、効果的でないものはないか。  
 事務処理の手法、実績等を毎年度評価し、改善すべき点を次年度に活かしているか。  
 会議等が必要以上に多く、決定までに相当の日時を要していないか。  
 文書の保存は、保存年限に基づき管理されているか。  
 保有する個人情報への取扱いは適切か。
- (3) 組織管理  
 市民に分かりやすい組織となっているか。  
 指揮命令系統が一元化されているか。また、責任体制は明確になっているか。
- (4) 情報化管理  
 ICT機器の故障、停電等の緊急事態に対して迅速に対応できる管理体制をとっているか。  
 職員への情報セキュリティ、またシステムの研修は行われているか。
- (5) 契約管理  
 随意契約の場合、予定価格や見積り数に対し、その理由は適切か。  
 契約書、見積り書等関係書類及び帳簿は確実に整理されているか。  
 監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか。  
 工期変更及び設計変更の理由・内容・時期は適切か。  
 維持管理は、長期的視点及び経済性を考慮して実施されているか。  
 指定管理者制度の効果が、効率性及び経済性の観点から把握分析されているか。  
 業務委託の効果が、長期的視点及び経済性を考慮して検証されているか。
- (6) 補助金監査  
 慣例、前例の踏襲を理由に実施されていないか。  
 社会経済情勢の変化を踏まえ適時に行われているか。  
 公益性のない事業、団体に補助の交付がなされていないか。  
 補助の効果は検証されているか。また、効果の点より整理すべきものはないか。  
 多額の繰越金が生じていないか。  
 事業規模に関係なく、一律に定額の補助が行われていないか。  
 市民や公益団体の自主性に委ねるべきもの、廃止を検討すべきものはないか。

## 第2 監査の結果

### 1 指摘事項の件数

(単位：件)

区 分	服 務	委託契約	工事請負 契約	補助金	財産管理	その他	合 計
重要な指摘事項							0
検討を求める事項							0
注意を求める事項	1	5		2	1	2	11
合 計	1	5	0	2	1	2	11

- ※重要な指摘事項 法令等に違反したもの、公金が不当に支出されたもの等
- ※検討を求める事項 是正又は改善を必要とするもの、特別に検討を要するもの等
- ※注意を求める事項 事務処理上の軽微なもの等

## 2 注意を求める事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行った結果、令和元年度の監査で注意を求めた事項については、改善がみられた。しかし、事務量が多い課や異動して間もない職員ほど、要領等の確認不足による事務の支障となった事案があることから、業務の配分、参考資料の整理など課長以下改善に取り組まれない。また、情報公開制度による公文書の公開を求められることを前提として、公文書の保存等改善に取り組まれない。

今回の監査においては、留意すべき軽微な事項は見られたが、おおむね法令等に適合した執行及び管理が行われていた。

以下は、事務処理上、注意を求めたものである。

### 【服 務】

一部、帳簿整理の不備が見受けられた。小城市役所処務規程に基づき、処理されたい。

### 【委託契約】

- (1) 一部、公文書及び帳簿整理の不備が見受けられた。小城市文書取扱規程（以下「文書取扱規程」という。）及び小城市財務規則（以下「財務規則」という。）第 166 条の規定に基づき、処理されたい。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項、財務規則第 42 条～108 条の規定に基づき、また小城市随意契約ガイドラインによる指針を参考に、特に随意契約理由書の作成、見積数の根拠を明確にされたい。
- (3) 小城市随意契約ガイドライン、小城市緊急応急工事及び業務委託の事務処理要領等の規定に基づき、工期変更の理由を明確にされ、予算額の確認をされたい。
- (4) 文書取扱規程に基づき、決裁日と通知日等の整合性に配慮されたい。
- (5) 業務委託について、成果検証が不十分なものが見受けられた。長期的視点及び経済性を考慮して検証されたい。

### 【補助金】

法第 232 条の 2 において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とあり、昭 28.6.29 自治行 59 通知では、「公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、公益上必要であるかどうかの認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。補助をすることの公益上の必要性についての議会の認定は、予算審議の段階において包括的になされるべきものと解する。」とある。

公益上の必要性に即した補助金交付をするにあたり、長年慣例的に補助をしているが実態は機能していず、市民全体数から算出した対象割合が少なくないか、一個人・一団体への重複した補助になっていないか、小城市だけでなく広域で補助交付の決定をしているとして実態の把握をしていない補助になっていないかなど補助金交付要綱の見直しを定期的に行い、費用は、補助金交付要綱の交付目的及び交付対象を逸脱していないか、補助の効果が低く整理すべきものはないかなどを考慮すべきである。

市民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律抜粋）

今回の監査について、特に公平かつ公益上効果的な補助事業になっているかを重点的に調査した結果は以下のとおりである。

- (1) 補助対象経費が補助事業全額とあるものは、事業の費用が公益上必要かどうかあいまいな

- ものがあり、対象経費の見直しを検討されたい。
- (2) 補助効果の検討、必要に応じた補助事業内容の見直しなど効果・成果がより得られる補助の見直しを検討されたい。
  - (3) 小城市補助金等交付規則第13条の規定による実績報告書(様式第6号)には、収支決算書の添付が必要との記載があるが、収支報告のなかで適切な補助対象経費であるかの確認(領収書を添付させるなど)をされ、確定通知を出されたい。

#### 【財産管理】

切手、印紙等については、支出科目の役務費より通信運搬費として支出した分を保管しているため、公金という認識を持って整理保管されたい。

#### 【その他】

- (1) 起案書について、決裁日の未記入、修正液の使用、鉛筆での記載が見受けられた。文書取扱規程第18条の規定により、赤鉛筆等で訂正箇所が明確に分かるように訂正し、文書取扱規程第25条の規定により、決裁が終わった時に決裁日を記入されたい。
- (2) 個人情報等の保護について、文書取扱規程第3条の規定により、取扱いには注意されたい。

監査の際に見受けられた事務処理上注意すべき軽微な事項については、各課長に改善を要請したので、各課の記述については省略した。

また、以上の結果を各組織の部長等に対して、定期監査及び行政監査報告書をもって当該事項に対する事務処理の徹底をお願いした。

### 第3 むすび

近年、線状降水帯の発生について、温室効果ガスの排出が高いレベルで続く場合、1日の降水量が200ミリ以上となる日数や1時間降水量50ミリ以上の短時間強雨の発生頻度は全国平均で今世紀末には20世紀末の2倍以上になると予測されている。(気象庁 地球温暖化予測情報)

佐賀県においても、令和元年8月豪雨災害では、観測史上1位の値を更新する記録的な大雨となり牛津川、松浦川、長崎県の江迎川が氾濫、洪水が発生し、土砂災害により佐賀市、武雄市、小城市など27、28の両日に長時間停電するなど大きな被害を受けた。

また、新型コロナウイルス感染症については、連日報道されており、国内の陽性者数は、43万1,740例(R3.2.28現在)となっており、佐賀県での感染者数は、1,090例と留まるところを知らない。(厚生労働省資料)

新型コロナウイルス感染症対策のための地方特例交付金、国庫支出金などが増額となっているが、事務事業量も増加し、また税収は減少することが懸念される。

令和2年度の予算執行についても、大きく影響を受け、平成31年度災害復旧費の予算は、前年度に比べ5億7,903万円増加し、そのうち令和2年度への繰越額は5億8,073万1,860円である。

令和元年度の監査報告において、注意を求めるとしていた委託契約、その他の事項については改善され、職員の財務事務に対する努力が見受けられた。一方、通常業務に加え、自然災害での避難対応、災害復旧のための業務及び新型コロナウイルス感染症に関する業務が増加し、正確性、効率性を求められつつも、事務量が多いゆえに業務内容を確認することもできない状態で、事務をこなしている事例が多数見受けられた。また、これらのことから、時間外勤務も増加しており、職員の健康面も心配される。

自然災害の増加、感染症の蔓延など将来の見通しが難しい時期であり、かつ、自主財源の増加が見込めないため、委託事業、補助事業、イベントなど費用対効果を検証し、人口規模に見合った適正な予算規模での事業編成を検討すべきである。

他市の例で、財政破綻の要因に公営住宅や教育、福祉、観光施設へ過大投資をし、加えて、施設の老朽化、陳腐化による多額の改修費の増加、また、人口減少に伴う税収、普通交付税の減少、臨時交付金の廃止が決定的なものとなった。

例えば、財政が破綻すれば、その基本的考えは、限られた財源のなかで効果的な政策展開を図ることとされ、具体的例を示すと、市民税、固定資産税、軽自動車税の大幅引上げ、市営住宅使用料や下水道使用料の引上げ、ゴミ処理有料化、小中学校の統廃合などである。

しかし、その後、行政サービスの低下、地域の活力を下げることもなるとして、職員の定数維持、給与削減率は回復させ、また、小中学校統廃合により、市外へ進学し、転出する世帯が出てきたため、通学体制の確保に努めているが、長い再建期間と人口流失に、市民は幸せに暮らしているのかと懸念された。(参議院調査室作成資料)

地方財政法第4条第1項で「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」と規定されている点にも留意する必要がある。

平成31年度決算で、小城市の市債の残高は、一般・特別会計を合わせ約333億9,397万円あり、これを人口45,000人で割れば、市民一人当たり約742,000円の借金を抱えていることになる。

事務事業を行う上で、将来に渡り、借金を増やさないう、市民から住みよい小城市と言われるよう危機感をもって組織の運営をされるようお願いしたい。